

社会福祉法人進和学園役員等の報酬等規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、法人役員等の報酬及び実費弁償等についての支給に関し必要な事項を定める。

(定義と支給対象者)

第 2 条 役員とは、理事及び監事を言う。常勤役員とは理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

2 この規程の対象者は、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、指名業者選定委員、運営協議会委員、さわやか相談室委員、第三者委員、その他理事長が認めた者とする。

(報酬の支給)

第 3 条 理事、監事及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。

2 監事が法人の監査及び業務指導を行った場合は、別表により報酬を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。

4 指名業者選定委員が指名業者選定委員会に出席または入札に立ち会った場合は、別表により報酬を支払うことができる。

5 理事、監事及び評議員等が法人の業務で出張した場合（進和学園内に出向いて業務についてした場合を含む）、別表により報酬を支払うことができる。

6 運営協議会委員、さわやか相談室委員、第三者委員が各該当会議に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。

7 その他、理事長が認めたもの。

(実費弁償の支給)

第 4 条 実費弁償は、最も経済的な方法により計算する。但し天災、業務上必要その他やむをえない事情が生じた場合はこの限りでない。交通費の実費弁償は、別表により県外の場合及び出張の場合に支払うことができる。尚、出張に係る旅費は、その都度出張内容を考慮して計算した実費とする。

(旅費の概算払い)

第 5 条 出張等で必要があるときは、旅費を概算払いすることができる。この場合、出張終了後速やかに精算するものとする。

(支払方法)

第 6 条 本規程で定める報酬、実費弁償、旅費の概算払い等は出席の都度、現金をもって本人に支給する。

(適用除外)

第 7 条 法人の職員を兼務する理事については、この規程は適用しない。

(委 任)

第 8 条 この規程に定めない事項については、法人が定める。

附 則

この規程は、平成 5 年 12 月 5 日より施行する

平成 10 年 12 月 6 日一部改定

平成 22 年 5 月 30 日一部改定

平成 29 年 1 月 1 日 一部改定

平成 29 年 4 月 1 日 一部改定

平成 30 年 11 月 23 日一部改定

令和 4 年 6 月 23 日一部改定

別 表

報酬について

区 分	金 額
理事会及び評議員会 (一日当たり一回)	13,000円
監事監査及び業務指導 (一日当たり一回)	13,000円
評議員選任・解任委員会 (一日当たり一回)	13,000円
運営協議会 (一日当たり一回)	13,000円
さわやか相談室 (一日当たり一回)	13,000円
指名業者選定委員会 及び入札の立会 (一日当たり一回)	13,000円
出張業務 (一日当たり一回)	13,000円

実費弁償について

区 分	金 額
県外からの交通費	実費
出張に係る旅費	実費